



資料 1

高槻市水道事業が目指す「安全」について

目次

高槻市水道事業が目指す「安全」について

- 1 次期高槻市水道事業基本計画の「安全」の位置づけ
- 2 新水道ビジョンが示す「安全」の理想像と取り組みの方向性
- 3 新水道ビジョンに基づく「安全」の現状と課題及び高槻市のこれまでの取組
 - (現状)① 水道水質基準の遵守
 - (現状)② 適切な施設配置と水質安全性の向上
 - (課題)① 水源から給水栓までのリスク管理
 - (課題)② 水質検査の信頼性の確保
 - (課題)③ 水道法の対象外となる水の安全の確保
 - (課題)④ 給水装置工事事業者の資質の確保
- 4 高槻市における今後の「安全」の課題
 - (課題)① 施設の老朽化
 - (課題)② 人口減少に伴う使用水量の減少による水質の悪化
 - (課題)③ 水道水質に関する利用者への情報提供と理解の促進
- 5 高槻市水道事業が目指す「安全」について



1 次期高槻市水道事業基本計画の 「安全」の位置づけ

次期計画策定の考え方（「水道事業ビジョン」と「経営戦略」を網羅）

「水道事業ビジョン」（厚生労働省）

「水道事業ビジョン」作成の手引き

- ①水道事業の現状評価・課題
- ②将来の事業環境
- ③地域の水道の理想像と目標設定
- ④推進する実現方策
- ⑤検討の進め方とフォローアップ

「経営戦略」（総務省）

経営戦略策定・改定マニュアル

- ①事業概要
- ②将来の事業環境
- ③経営の基本方針
- ④投資・財政計画（収支計画）
- ⑤事後検証、改定等に関する事項

（仮称）高槻市水道事業基本計画

記載内容（案）

- ①策定趣旨
 - ・ 策定の背景
 - ・ 計画の位置づけと計画期間
- ②現状評価と課題
 - ・ 高槻市の水道の概要
 - ・ 水需要、施設、経営の状況
 - ・ これまでの取組と進行状況
 - ・ 残っている課題
- ③将来の事業環境
 - ・ 水需要、経営の見通し
 - ・ その他影響が想定されるもの
- ④目指す姿と方針
 - ・ 目指す姿（理想像）
 - ・ 方針（**持続**、**安全**、**強靱**）
 - ・ 目標
- ⑤進行管理と公開（公開、PDCA）
- ⑥財政収支計画
- ⑦資料と用語

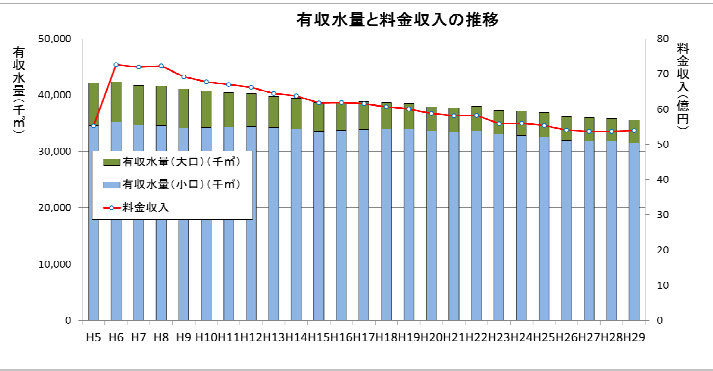
⇒資料2を参照

第1章 計画の策定趣旨

- 平成23年度に策定した「高槻市水道事業基本計画」が令和2年度に満期を迎えるため、「水道事業ビジョン」と「経営戦略」を兼ねた新たな計画を策定
- 計画期間は令和3年度～令和12年度の10年間

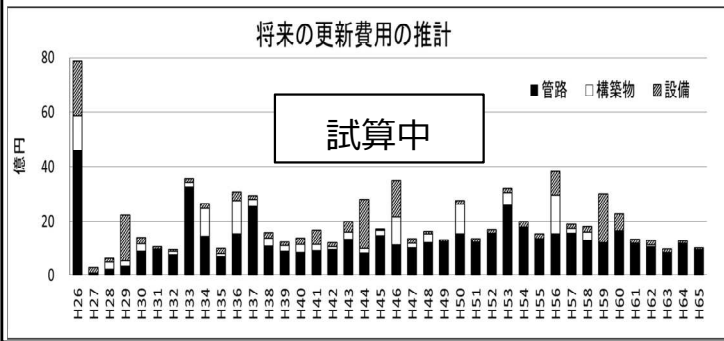
第2章 現状評価と課題

- 有収水量が年々減少し、水道料金収入が減少
- 施設の更新・耐震化需要の増加
- 組織体制の在り方（職員確保と技術継承など）における課題



第3章 将来の事業環境

- 人口減少が加速し、水需要と料金収入が更に減少
- 施設の更新・耐震化需要が更に増加
- 南海トラフ地震など大規模災害発生リスク
- 府域一水道（広域連携）に向けた動きの加速



第4章 目指す姿（理想像）と方針

- 「持続」「安全」「強靱」の観点に基づく以下の方針で経営に取り組みます。

	目指す姿(理想像)	方針(案)	考え方
【基本理念】 安全・安心を 未来へつなぐ 高槻の水道	【持続】 いつまでも 信頼される水道	健全な経営を維持していくための方針	将来にわたって健全な経営を続けていくため、企業団水と比較して安価な自己水源の活用や、業務の更なる効率化などの取組を行う ・自己水量の確保、業務の更なる効率化など
		水道の供給維持のために必要な投資に係る財源確保に関する方針	安定給水のため必要となる投資の財源を確保するため、あるべき料金体系への見直しなどの取組を行う ・料金体系の見直しなど
		多様なお客様サービスに係る取組方針	お客様との信頼関係をあらためて強固とするため、広報広聴啓発の推進、地域社会への貢献などの取組を行う ・広報広聴活動、給水装置工事事業者制度の改善など
		人材の育成、確保と魅力ある組織体制に関する方針	水道を持続できる組織体制の構築に向け、人材確保と育成の取組や、広域連携に向けた検討を行う ・組織体制の強化、広域連携の検討など
【安全】 安全・安心な 水道水の供給	安全な水質を管理、維持していくための方針	安心して水道水をお使いいただくための検査品質の確保、リスク管理、広報活動を行う ・GLP認定維持、水安全計画の運用、水質に関する広報など	
	施設、設備(安全)に関する方針	水質基準を満足するために必要な施設の更新、管理に係る取組を行う ・浄水場の更新検討、水質に係る施設管理など	
【強靱】 災害に強い 水道の整備	災害対応、危機管理に関する方針	大規模災害に備えた危機管理体制の整備に向けた取組を行う ・危機管理体制の強化など	
	施設、設備(強靱)に関する方針	大規模災害に備えた施設整備に向けた取組を行う ・管路、施設の強靱化など	

第5章 進行管理と公開

- 策定にあたって市民アンケートとパブリックコメントを活用
- 方針に基づく取組項目を作成し、PDCAサイクルに基づき、毎年度評価・見直し
- 毎年度の進捗は高槻市水道事業審議会に報告し、市ホームページで公開
- 概ね中間年度での見直しを予定

第6章 財政収支計画

- 計画期間中の収支概要は以下のとおり

試算中

1 次期高槻市水道事業基本計画の「安全」の位置づけ

高槻市の水道の50年、100年先の「安全」の姿（理想像）は？

（厚生労働省「水道事業ビジョン作成の手引き」P2の4より）



50年、100年先の
高槻市水道事業の「安全」の姿

現在の高槻市水道事業の
「安全」の姿



審議のポイント

50年、100年先の高槻市の水道は、「安全」の観点においては、
どんな姿（状況）になっていることが理想なのか？

その姿を目指すためには、これからの10年間はどんな方向性で
経営に取り組んでいけばよいのか？



2 新水道ビジョンが示す 「安全」の理想像と取り組みの方向性

2 新水道ビジョンが示す「安全」の理想像と取り組みの方向性

新水道ビジョンが示す「安全」の理想像

(厚生労働省「新水道ビジョン」P13～14)

【理想像】 全ての国民が、いつでもどこでも、
水をおいしく飲める水道

国の理想

「安全」の観点からみた水道の理想像は、水道原水の水質保全、適切な浄水処理、管路内及び給水装置における水質保持や飲用井戸等の衛生対策が徹底されることにより、すべての国民が、いつでもどこでも、おいしく水を飲めることです。さらに世界と比べても類を見ない高度な管理と良好な水質を保持しており、水質の向上に努力しています。

2 新水道ビジョンが示す「安全」の理想像と取り組みの方向性

新水道ビジョンが示す「安全」の取り組みの方向性

(厚生労働省「新水道ビジョン」P17～18より抜粋)

主な取り組み

- ・ 良好な水源の確保と水源に応じた水道施設の整備
- ・ 浄水処理における水質管理の徹底
- ・ 水源地の保全管理
- ・ 浄水処理について現状を踏まえた見直し
- ・ 水源から給水栓までを捉えた統合的視点からの安全な水道水の供給
- ・ 職員や技術者の確保
- ・ 適切な施設管理と更新の実施による水質基準の満足
- ・ 水質等の情報を適切に把握し、需要者に広報・周知する体制の構築
- ・ 小規模水道、飲用井戸等の設置者への衛生指導の実施

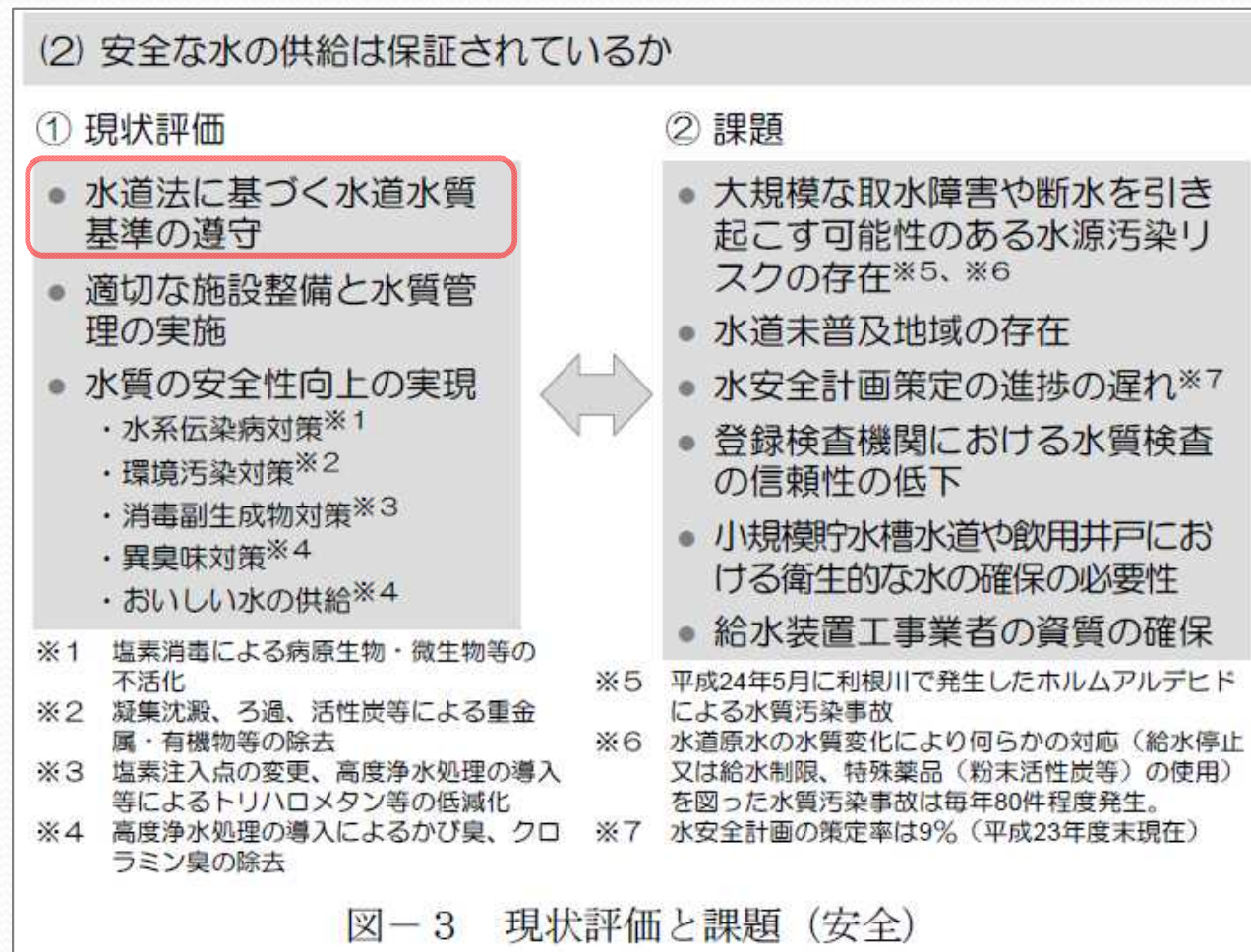


3 新水道ビジョンに基づく「安全」の 現状と課題及び高槻市のこれまでの取組

「安全」の観点 = 「安全な水の供給は保証されているか」

(現状)① 水道水質基準の遵守

(新水道ビジョンP6～P8)



(現状)① 水道水質基準の遵守

現状 水道法では、水道水が安全であることを保証する水質基準として51項目が定められており、遵守が義務づけられている

つまり

水質基準を満足していることを確認する「水質検査」が不可欠であり、水道水が「安全」であることを使用者に保証するための中心的な業務である

高槻市の取組

毎日検査（市内12か所、24時間監視）の仕組みや、定期的な検査（末端給水栓と浄水場及び受水場の出口）によって、給水区域内の水道水が水質基準を満足していることを確認

(現状)① 水道水質基準の遵守

高槻市の取組



管末水質モニター



水質検査の様子



魚（メダカ）センサー

(現状)① 水道水質基準の遵守

水質検査に関する法的根拠

「水道事業者は、厚生労働省令の定めるところにより、
定期及び臨時の水質検査を行わなければならない」
(水道法第20条第1項)

「水道事業者は、水道の需要者に対し、
厚生労働省令で定めるところにより、
第20条第1項の規定による水質検査の結果その他
水道事業に関する情報を提供しなければならない」
(水道法第20条)

高槻市では採水地点ごとの水質検査結果を水質試験年報に
まとめているほか、毎月市ホームページで公開